

～熱回収施設設置者の認定制度の創設～

改正概要

- 熱回収(廃棄物発電・余熱利用)の機能を有する廃棄物処理施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる。
- 認定は、5年ごとにその更新を受けなければ失効する。
- 都道府県知事等は、認定熱回収施設設置者が、認定基準に適合しなくなったときは、認定を取り消すことができる。
- 認定熱回収施設設置者は、産業廃棄物の処分に当たって行う保管基準が緩和される(通常14日分が、21日分まで可能となる。)
- 認定熱回収施設設置者は、施設の休廃止等をしたとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

効果

- 認定を受けた者は、その熱回収施設及び能力が優れていることを公的に担保されることとなり、意識の高い排出事業者がこうした認定業者に処理委託を行うケースが増加するという効果を期待。
- 循環基本法の基本原則を踏まえ、3Rを図りつつ、廃棄物の焼却時に熱回収を行うことを徹底。

循環型社会と低炭素型社会の統合的推進

～熱回収施設設置者の認定の基準～

施設の技術上の基準

- 通常の施設が満たすべき基準に適合していること
- 発電を行う場合、ボイラー及び発電機が設けられていること(ガス化改質方式の焼却施設の場合は発電機のみでよい)
- 発電以外の熱回収を行う場合、ボイラー又は熱交換機が設けられていること
- 熱回収により得られる熱量や電力量を把握するために必要な装置が設けられていること

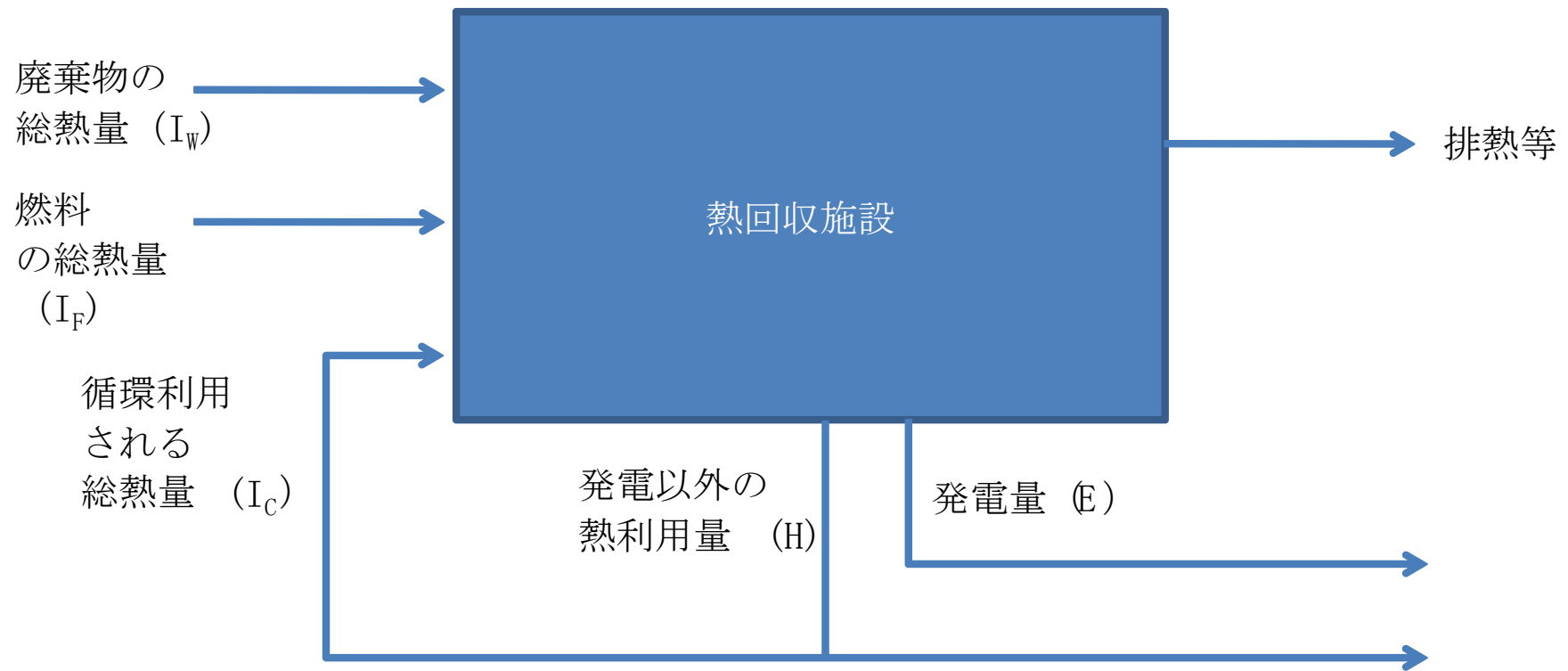
申請者の能力の基準

- 次の算式によって算出する熱回収率が10%以上であること

$$(\text{熱回収率})(\%) = \frac{(\text{発電量})(MWh) \times 3600 + (\text{発電以外の熱利用量})(MJ) - (\text{燃料の利用に伴い得られる熱量})(MJ)}{(\text{投入エネルギー量})(MJ)} \times 100$$

- 投入エネルギー量の30%を超えて燃料の投入を行わないこと
- 熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること

～（参考）熱回収率の算定方法～



$$\text{熱回収率}(A)[\%] = \frac{\text{発電量}(E)[MWh] \times 3600 + \text{発電以外の熱利用量}(H)[MJ] - \text{燃料の利用に伴い得られる熱量}(F)[MJ]}{\text{投入エネルギー量}(I)[MJ]} \times 100$$

燃料の利用に伴い得られる熱量 $(F)[MJ] = 0.2 \times \text{化石燃料の熱量}[MJ] + 0.1 \times \text{化石燃料以外の燃料の熱量}[MJ]$

※化石燃料以外の燃料とは、RPF、RDF等有価で購入された化石燃料以外の燃料。

投入エネルギー量 $(I)[MJ] = \text{廃棄物の総熱量}(I_w)[MJ] + \text{燃料の総熱量}(I_f)[MJ] + \text{循環利用される総熱量}(I_c)[MJ]$

※循環利用とは、熱回収により得られる熱量が当該熱回収施設の焼却炉又はボイラーに循環して利用されるもの。
(燃焼用空気予熱器等)